住宅に係る省エネルギー判断基準の改正について

1. 住宅に係る省エネルギー判断基準の改正の基本方針

- ・省エネルギー判断基準において規定する事項は、断熱構造化のほか、防露、気密化、 日射遮蔽から施工仕様に至るまで広範なことから、省エネルギー措置の届出に当たっ ては、届出者が準備・提出すべき図面・書類は多種多様なものが必要となっている。
- ・これまで、床面積 2,000 ㎡以上の住宅・建築物について省エネルギー措置の所管行政 庁への届出が義務付けられていたが、今般の省エネ法改正により、2,000 ㎡未満の中小 規模 (300 ㎡以上と定める予定) の住宅・建築物に対しても拡大されることとなる。
- ・中小規模の住宅・建築物を届出義務の対象に追加するに当たっては、届出対象となる 住宅・建築物の建築主の能力・資力等を勘案し、過度な負担を強いることにならない よう配慮が必要である。
- ・また、中小規模の住宅・建築物への届出義務の拡大に伴い、省エネルギー措置の届出 等を受理する所管行政庁における事務が大幅に増大することが想定される。
- ・こうしたことを踏まえ、今般の届出義務の拡大に、建築主はもちろんのこと、設計者 や施工者等が的確に対応し、また、届出等が円滑に実施されるよう、これまでに得ら れた技術的知見や運用の実態等も踏まえつつ、省エネルギー性能の要求水準を変える ことなく、省エネルギー判断基準の明確化・簡素化を行う。

2. 建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

(1) 冬期日射有効利用住宅に係る基準の簡素化

これまで、冬期日射を利用する住宅に係る熱損失係数の緩和措置を適用するには、複雑な評価式に基づく算出が必要であったが、これまでの知見と一定の検証結果を踏まえ、評価式を簡素化する。また、その際に用いる地域区分(別表第2)については、5区分から3区分に簡素化する。

(2) 開口部の日射遮蔽措置に係る簡易な算出方式の導入

開口部の夏期日射侵入率の計算にあたり、開口部上部に共用廊下、バルコニー等日 射遮蔽に有効となる庇状のものが存する場合に乗ずることのできる係数を示し、夏期 日射取得係数の算出を容易に行うことができることとする。

(3) 換気量の確保に係る規定の削除

これまで、換気量の確保について規定されていたが、建築基準法において換気量の確保が規定されたことを踏まえ、省エネルギー判断基準からは削除する。

(4) 気密性の確保に係る定量的基準の削除

これまで、漏気による熱損失量の削減、壁体内結露の防止の観点から、住宅の気密化について、相当隙間面積を規定していたが、施工技術・施工精度の向上、使用される建材・工法の変化(面材の多用等)により住宅構造形式にかかわらず一定程度の気密性が確保される状況にあること、また、住宅性能表示制度における特別評価方法認定の蓄積により、多様な方法による気密性の確保が可能であることが明らかになってきたことなどから、気密住宅に係る定量的基準については除外する。

(5) 市町村名変更等に伴う地域区分一覧表の修正

別表第1(断熱地域区分)及びについて別表第2(冬期日射有効利用(パッシブ型)に係る地域区分)について、平成21年4月1日現在の行政区画に応じ表記を変更(なお、平成13年時点の旧市町村名称による区分が必要な場合は、継続して()内で表記)

3. 設計、施工及び維持保全の指針

(1) 鉄骨造における外張断熱工法以外の熱抵抗値基準の追加

これまで、鉄骨造は、構造熱橋形状や適用される外装材が多種多様であり、その基準も煩雑なものとならざるを得ないことから「熱貫流率基準」によることとし、熱橋計算が不要となる「熱抵抗値基準」は、熱橋の影響が少ない「外張断熱工法(鉄骨柱の外側に断熱材を施工する工法)」のみ規定し、一般的に採用される断熱工法(鉄骨柱の間に断熱材を施工する工法)に対しては基準値を設定していなかったところである。今般、届出対象に追加される中小規模の住宅・建築物の中には鉄骨造も多く含まれることから、届出を行う建築主等の負担軽減を図るため、鉄骨造の構造特性や施工実態等を踏まえた検討を新たに行い、汎用的な断熱工法(外張断熱工法及び内張断熱工法以外)の鉄骨造住宅についても、熱橋計算を要しない「熱抵抗値基準」を追加する。

(2) 断熱構造化を要しない部分の追加等

施工手間や意匠上の観点から断熱材の施工が困難となる場合が多い一方で、住宅全体に占める熱損失量においては影響が少ない玄関・勝手口の土間床部分等については、断熱構造化が必要な部位から除外する。

また、戸建住宅における玄関ポーチ部分など、小規模な「はね出し床」については、 これまで面積の大小にかかわらず「外気に接する床」として、高い断熱性能を要求し ていたが、延床面積の一定割合以下の小規模な「はね出し床」について、一般的な床 (「その他の床」) とみなすことができることとする。

(3) 鉄筋コンクリート造の構造熱橋部における断熱補強に係る規定の合理化

これまで、鉄筋コンクリート造の構造熱橋部については、熱損失の防止や表面防露の必要性から、断熱補強が規定されていたが、施工手間や意匠上の観点から、その部分の断熱施工が敬遠される傾向にあったところである。このため、今般、防露判定上の室内温湿度条件を見直し、より精度の高いモデル計算の結果等に基づき、住宅全体に占める熱損失量や表面結露に対する影響が少ないことから、IV・V地域を対象に断熱補強を緩和できる規定(例 断熱性能が基準を上回る窓を設ける場合には、断熱補強に必要な断熱材を薄くすることができる。)を追加する。

(4) 開口部の断熱構造化に係る規定の合理化

これまで、設計・施工指針に適合させるためには、浴室・トイレの換気用の小窓や、 階段の採光用の小窓等も含めて、すべての窓を断熱構造化する必要があるが、意匠上・ 機能上の問題から対応が困難な場合があったことから、住宅全体の熱損失にはほとん ど影響を与えない範囲で、窓の面積が延床面積の一定割合以下の小窓等については、 断熱構造化に係る規定を適用しないものとする。

(5) 開口部の日射遮蔽措置に係る仕様一覧表の簡素化

これまで、仕様一覧表において、建具の枠の材質・種類に応じて細かく仕様を分類していたが、枠の材質・種類が日射遮蔽性能に与える影響が少ないことを踏まえ、仕様一覧表を簡素化することとする。

(6) 詳細な仕様規定の合理化

これまで、省エネルギー性能を確保するための規定に加えて、詳細な施工仕様や結露防止のための措置が規定されていたが、住宅全体の熱損失にほとんど影響を与えない範囲で、省エネルギー措置の届出内容の簡素化による建築主等の負担軽減を図る観点から、これらの規定は削除する。

(7) 気密層の施工に係る基準の削除

2.(4)と同様の理由から、気密化のための詳細な仕様規定については基準から除外する。